

(仮訳)

エネルギー憲章に関する東京宣言

2016年11月26日

1.0 序論

- 1.1 我々、エネルギー憲章会議の構成国は、32名の閣僚級を含む69か国・地域と9の国際機関の参加を得て、2016年11月25日及び26日に東京にて東アジアで初めての開催となるエネルギー憲章会議第27回会合が成功裏に開催されたことを歓迎する。
- 1.2 我々は、2016年11月25日に東京にて、グアテマラ共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、東アフリカ共同体（EAC）、中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）及びG5サヘル常設事務局が国際エネルギー憲章に署名し、エネルギー憲章会議のオブザーバー資格を得たことを歓迎する。我々は、これらの国に対し、エネルギー憲章条約（ECT）の加入を奨励する。我々は、また、イエメン共和国がECTの加入手続きを完了し、まもなく締約国となることを歓迎する。
- 1.3 我々は、オブザーバー国及び機関のエネルギー憲章会議に対する相応しい役割を認識し、彼らがエネルギー憲章プロセスに積極的に参加するよう慫慂する。
- 1.4 我々は、世界的なエネルギー課題におけるアジア地域の増大する関連性を認識する。2016年11月25日に開催される「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」と題するセミナー（アウトリーチ・サイドイベント）を歓迎する。
- 1.5 我々は、今日的意義を維持し、将来の重要な可能性を秘めているエネルギー憲章プロセスの25周年を歓迎する。

2.0 エネルギー憲章条約のエネルギー分野への貢献

- 2.1 我々は、国際的なエネルギー協力の広範な基盤であるECTが、全ての構成国政府に法的拘束力のある規則の適用を通じてエネルギー分野における法の支配の強化、及びエネルギー分野における越境貿易、通過、投資に関連するリスクの最小化に貢献してきたことを認識する。
- 2.2 地政学上の状況の大きな変化とエネルギー憲章に対する世界中の国々の関心の高まりに鑑み、我々は、2015年5月に採択された国際エネルギー憲章がエネルギー憲章プロセスの更なる近代化と国際化の大きな成果であったと認識する。ECTの署名国は、新たな枠組みを通じて国際エネルギー協力を更に促進する約束を再確認した。

3.0 変化する国際的なエネルギー環境がもたらす課題と機会

- 3.1 我々は、国際的なエネルギー環境で現在起きている大規模な変化を認識する。シェールガス革命、再生可能エネルギーの隆興、新興国経済におけるエネルギー需要の高まりは、エネルギー輸入国及び輸出国のこれまでの役割を変えてきている。我々は、世界的なエネルギー需要の中心がとりわけアジアの新興国に移行していること、エネルギーに関する課題と機会がますますグローバル化され表裏一体となっている現代社会において、エネルギー安全保障、経済成長及び気候変動対策の向上のため、多くの国がエネルギー需要管理を含めた持続可能なエネルギー源への投資と利用を優先させていることを強調する。我々は、再生可能エネルギーの利用とエネルギー効率の向上に加え、天然ガスが温室効果ガスの低排出なエネルギーの未来に向けて重要で効果的な役割を果たし得ることを重視し、よく機能し、透明かつ競争的な LNG 取引ハブを含む世界的なガス市場が更に発展され、仕向地条項が撤廃されるべきと確信する。
- 3.2 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの下での国際社会の共通目標の 1 つとしてエネルギーへの普遍的なアクセスが掲げられたこと、及び温室効果ガスについて低排出型の経済への移行を含むパリ協定の目標を時宜を逃さずに実現するという政治的な約束が表明されたことの重要性に鑑み、我々は、これらの野心の達成に向け、我々の取組を継続して行う用意があることを確認する。我々は、2016 年 11 月 4 日のパリ協定の発効、及び COP22 での 2016 年 11 月 18 日付のマラケシュ行動宣言を歓迎する。我々は、2016 年 6 月 30 日に北京にて開催された G20 北京エネルギー大臣会合にてアジア太平洋地域のエネルギーアクセスに関する行動計画を含む 3 つの行動計画が採択され、2016 年 8 月 27 日から 28 日までナイロビにて開催された第 6 回アフリカ開発会議 (T I C A D VI) にてアフリカでのクリーンエネルギーに関する支援策を含むナイロビ実施計画が採択されたことを歓迎する。
- 3.3 我々は、また、エネルギー分野への投資の着実なフローが世界的なエネルギー需要の増加に対応するために重要であることを認識する。クリーンエネルギーの利用及びエネルギー効率の向上に向けた世界的な取組や先進国におけるエネルギー需要の停滞にもかかわらず、新興国経済のエネルギー需要は、今後数十年間増加傾向にある。エネルギー分野への投資が生産性を持つまでに数年かかることを考慮すれば、特に上流部門のエネルギー分野への投資は、将来の供給途絶の可能性を避ける上でもとりわけ重要である。エネルギー分野への投資は、パリ協定で合意された温室効果ガスについて低排出型の経済に向けた約束に沿うように促進されるべきである。我々は、質の高いインフラ投資の推進が、世界のエネルギーインフラの需給ギャップに対応する上で不可欠であると認識する。

4.0 エネルギー分野のより良い投資環境を提供するエネルギー憲章

- 4.1 エネルギー分野への継続かつ適切な投資は、世界の持続可能な成長の確かな基盤を築く。この観点から、我々は、安定的かつ継続的なエネルギー分野への投資の強化及び促進のための健全な法的基础を提供する法律文書として、ECTの重要性は更に増していると認識する。ECTは、投資保護のための具体的かつ透明な法的枠組みを提供しており、その結果として、エネルギーへの分野の投資のビジネス環境を改善させる。
- 4.2 我々は、構成国における投資リスクの最小化を可能とする投資環境の安定性と透明性にECTが貢献していると認識する。我々は、ECT及び国際エネルギー憲章の枠組みの下でのエネルギー分野における望ましい投資環境の整備・改善の促進が、安定的なエネルギー供給、エネルギーアクセス、クリーンエネルギーの利用及びエネルギー効率の促進に貢献していることを認識する。
- 4.3 生産国、消費国及び通過国の間でのエネルギー安全保障を強化させる必要性に鑑み、我々は、ECTの法的枠組みの適用をより多くに国に拡大させることで、ECTが地球規模での持続可能なエネルギー及びグローバルなエネルギー安全保障の強化に更に貢献しうる大きな可能性を有していると認識する。我々は、国際エネルギー憲章が、より普遍化し、世界中のより多くの国々の関心を集めるべきであるとの見通しを有する。この観点から、我々は、エネルギー憲章会議の構成国でない国に対して、国際エネルギー憲章に署名し、ECTに加入するよう強く慫慂する。

5.0 将来の道筋

- 5.1 我々は、エネルギー資源開発、並びにエネルギー分野への投資環境の安定性及び透明性を向上させるために、投資保護枠組みの近代化を含む継続して行われている取組を強化し、支援することを決定する。
- 5.2 我々は、特にエネルギー安全保障及び危機予防といった観点から新たな推進力を得て、エネルギー憲章プロセスの近代化を強化することを決定する。
- 5.3 我々は、重複を避けつつ、我々の取組の相乗効果を高めるために他の関連する国際機関との協力を強化することを決定する。
- 5.4 我々は、アジア、アフリカ諸国等のエネルギー需要の増加が見込まれる国々や、米州及び中東のエネルギー産出国を念頭に、エネルギー憲章の目標や価値に対する認識を高めるためのアウトリーチ活動(CONECO)を強化することを決定する。
- 5.5 我々は、エネルギー市場、エネルギー資源、产品及びサービスの自由な通過と分配の発展に向けた取組を強化することを決定する。

(了)